

令和7年度 第1回浪江町都市計画審議会 議事録		
日 時	令和7年7月31日（木） 13:30～15:10	
場 所	浪江町役場 本庁舎 2階204会議	
案件名	浪江町景観計画の策定について	
出席者	委員	市岡 綾子（会長） 佐藤 秀三 鈴木 仁根 菅野 富美恵 門馬 和枝 清水 中 菅原 裕泰 石井 徹 山本 幸一郎（所用のため途中退席） 松田 孝司
	事務局	建設課 課長 宮林 薫 " 補佐兼用地係長 渡邊 啓一 建設課 都市計画係長 郷 隆一 " 都市計画係 主査 松本 悠佳 " 都市計画係 主査 寺山 信隆
	担当課	市街地整備課 課長 今野 裕仁 " 係長 上野 幹一 " 主査 高倉 沙織

○協議内容

1. 開会（進行：浪江町建設課都市計画係主査 寺山）

2. 委員の任命・委嘱状交付

- ・吉田町長より委員へ委嘱状を交付する。
- ・委員の任期については、令和7年7月31日から令和9年7月30日まで。

3. 挨拶（浪江町町長 吉田 栄光）

・皆さんこんにちは。浪江町都市計画審議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆さまにおかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席を賜り、ありがとうございます。また、日頃より、町政各般にわたりまして、ご理解とご協力を賜り、重ねて御礼申し上げる次第であります。

さて、本日は識者の方々の幅広い観点から、知見を賜り、住民の皆様が安心、安全に生活をおくり、企業の効率的な経済活動を営むための、都市計画についてご審議いただきたいと考えております。

さて、本日の議案につきましては「浪江町景観計画の策定」について行うものでございます。当町では今年4月に、福島国際研究教育機構のF-REIの敷地造成工事が始まり、駅周辺整備事業が進行しているところであります。また、造成された産業団地への新たな企業の進出も相次いでおり、先導的な事業に誘発される急速な建築や開発が高まることが想定され、無秩序な開発整備や景観の阻害が懸念されるところであります。

長期的な視点で取組が必要とされる景観形成ではありますが、短期的にも即効性かつ実効性のある景観施策の実施が望まれます。本計画の策定は、今後のより良い景観づくりと保全に向け、大きな位置づけになりますので、本日はどうぞ忌憚のないご意見をお願いするものであります。

加えて申し上げますが、あの震災から15年目に入りました。皆さんの様々なお力で、当町の復興のステージは大きく前に進んでまいりました。ゼロからスタートして、これからは、町民や多くのご支援いただいた方々に目に見える形で浪江の復興を見ていただく、そんなフェーズに変わってまいりました。時々町長として考えると、あのゼロからスタートした本町がまさしく歴史にない、本県福島においても、これほど変わりゆく姿をみることができるのは、当町ははじめ被災地だけであるかと思えます。武者震いするぐらいのそんな思いを感じる時があります。ただ、これだけ復興のバラバラのステージの中では、町執行部に対して多様な様々なご意見があることも事実であります。これらを踏まえて、それぞれの委員の方々には、先ほど申し上げたとおり、忌憚のないご意見とそして、次の世代に繋いでいく建設的なお考えを拝聴できればと思っておりますので、どうかよろしくお願いするものであります。

結びに、当町の都市計画行政への一層のご支援とご協力を重ねてお願い申し上げまして、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 会長の選出

- ・浪江町都市計画審議会条例第4条の規定に基づき委員の互選により選出
- ・協議の結果、市岡綾子氏が会長に選出される。

5. 浪江都市計画の概要説明

(説明者：浪江町市街地整備課計画係係長 上野)

- ・浪江町景観計画の策定について説明

浪江町景観計画案についてご説明いたします。

計画案は52ページありまして、15分程度のご説明となりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに表紙がありまして、次のページが白紙で表紙の裏になります。

次のページが目次です。

次のページが目次の続きです。

次の1ページをお願いします。

「第1章 計画の目的と位置づけ」です。

「1 背景と目的」、「(1) 人的状況」には、東日本大震災と人口の変動について記載してお

ります。

「(2) 町中心部の状況」には、浪江駅周辺整備事業やF-REIの立地などにより、解体跡地等に、今後建物の建築が進むことを記載しております。

「(3) 町全体の状況」には、町の気候、風土などについて記載しております。

2ページをお願いします。

「(4) 計画策定の趣旨」には、復興が進むことにより、民間の建築、開発が進むため、景観計画の策定が必要であることを記載しております。

「2 計画の位置づけ」には、景観法、景観条例に基づく計画であることを記載しております。

なお、3月議会で浪江町景観条例の議決をいただきました。条例において、1年以内の施行と定めておりますので、本計画を今年度の後半に施行いたします。

「3 景観計画区域」には、町全域が対象であることを記載しております。

「4 景観とは」には、景観とは見る人が良好と感じる眺めであり、地域の歴史や文化に根差したものであることを記載しております。

4ページをお願いします。

「第2章 浪江町の概要」、「1 町の概況」には、町の地理、歴史などについて記載しております。

5ページをお願いします。

「2 復興の歩み」には、避難指示と一部地域の解除について記載しております。

6ページをお願いします。

「第3章 景観形成の基本理念・基本目標」、「1 基本理念」ですが、基本理念は、「うみ、まち、やまが請戸川と高瀬川でつながる ふるさとの風景と暮らしを 未来へつなぐ景観づくり」としております。

7ページをお願いします。

「2 基本目標」ですが、6つの目標を定めました。

- ① 豊かな自然を守り、ふるさとを感じられる景観づくり
- ② 浪江町の顔となる質の高い景観づくり
- ③ 地域の成り立ちを大切に、未来につなげる景観づくり
- ④ 多彩な景観資源を活かし、地域の魅力を向上させる景観づくり
- ⑤ 震災の記憶を未来へ伝える景観づくり

8ページをお願いします。

- ⑥ 人々の活動によって育まれる景観づくり
- としております。

9 ページをお願いします。

「第4章 景観形成の基本方針」「1 基本的な考え方」ですが、下の四角囲みの各要素で、本町の景観を整理いたします。

左上の「○景観を構成する要素」では、「自然景観」「歴史・文化的景観」「市街地景観」など、7つの要素としております。

左下の「○町の景観の骨格を形成」では、「景観拠点」「景観軸」としております。

右側は、地区ごとの整理となっております。

10 ページをお願いします。

「2 町全域の景観特性と方針」ですが、下の表に、先ほどご説明した各要素の説明を記載しております。

11 ページをお願いします。

「(1) 自然景観」「ア 河川景観」には、請戸川、高瀬川について記載しております。

「イ 山地・山並み景観」には、日山、高瀬川溪谷について記載しております。

「ウ 農業景観」には、町内の田園風景について記載しております。

12 ページをお願いします。

「エ 海岸景観（漁業景観）」には、請戸漁港と海岸について記載しております。

13 ページをお願いします。

「(2) 歴史・文化的景観」「ア 歴史的な集落景観」には、田園地帯の農家住宅、大堀相馬焼の窯元など、本町の歴史のある集落の景観について記載しております。

「イ 歴史・文化的資源」には、各地区の寺社などについて記載しております。

14 ページをお願いします。

「(3) 市街地景観」「ア 新しく整備される市街地の景観」には、浪江駅周辺整備や F-REI の立地などについて記載しております。

「イ 工業地景観（産業団地）」には、棚塩産業団地などについて記載しております。

「ウ 商店街・住宅市街地」には、駅前通り、新町通りなどについて記載しております。

15 ページをお願いします。

「エ 道路沿道景観」には、国道114号や浜街道について記載しております。

「(5) 活動景観」には、町内の伝統行事やイベントについて記載しております。

16 ページをお願いします。

「(5) 施設景観」には、道の駅なみえや浪江駅などについて記載しております。

「(6) 眺望景観」には、大平山からの眺望などについて記載しております。

17 ページをお願いします。

「(7) 震災の記憶・教訓を伝える景観」には、福島復興祈念公園や請戸小学校について記載しております。

「(8) 町の景観の骨格」「ア 景観拠点」には、請戸海岸などの自然景観拠点や陶芸の杜おおぼりなどの歴史・文化的景観拠点などについて記載しております。

「イ 景観軸（景観の特徴的なつながり）」には、河川や山並みなどについて記載しております。

19ページをお願いします。

19ページと20ページは、A3 見開きにいたします。

先ほど説明しました景観の要素を地図に落としたものです。

21ページをお願いします。

「3 地区ごとの景観特性と方針」「(1) 浪江地区」「ア 地区の特徴」には、地区の歴史や現在の状況を記載し、代表的な場所の写真を掲載しております。

22ページをお願いします

「イ 主な景観資源」では、各景観要素を地図に落としております。

23ページをお願いします。

各景観要素を表にまとめております。

24ページをお願いします。

「(2) 幾世橋地区」です。

24ページから25ページまで、前と同様に記載しております。

26ページをお願いします。

「(3) 請戸地区」です。

26ページから27ページまで、同様に記載しております。

28ページをお願いします。

「(4) 大堀地区」です。

28ページから29ページまで、同様に記載しております。

30ページをお願いします。

「(5) 荻野地区」です。

30ページから31ページまで、同様に記載しております。

32ページをお願いします。

「(6) 津島地区」です。

32ページから33ページまで、同様に記載しております。

34ページをお願いします。

「4 景観形成重点地区について」「(1) 景観形成重点地区の考え方」には、特に重点的かつ計画的に景観形成を図っていくことが望ましい区域については、重点地区として設定する旨記載しております。

「(2) 景観形成重点地区の設定方針」には、地域の住民や事業者の意向を踏まえて設定する旨記載しております。

35ページをお願いします。

「第5章 良好な景観形成のための行為の制限」「1 届出に関する手続き」には、一定規模以上の建築物や工作物の建設等については、事前に届出が必要になる旨記載しております。なお、現在、町内は、福島県景観計画に基づく、届出のルールが適用されております。今回、町が計画を策定することによって、現在適用されている県のルールから変更となる部分については、後ほどご説明いたします。

36ページをお願いします。

「2 届出対象行為」「(1) 建築物」には、移転または新築において、「高さ10m超 又は 延床面積1,000㎡超」については、届出の対象となります。

現在適用されている県の計画では、「高さ13m 又は 建築面積1,000㎡超」となっておりますので、届出の必要となる範囲が広がります。

今回変更した対象範囲は、県内の各自治体の景観計画の状況を踏まえて、検討しました。

2段目の「増築若しくは改築」などにつきましては、「床面積10㎡超」としており、県の計画から変更しておりません。

以降、現在適用されている県の計画から変更となる部分についてご説明いたします。

「(2) 工作物」「新築又は移転」「② 鉄筋コンクリートの柱」等から「④ 電波塔」等を「高さ10m超」としてありますが、県の計画では、「高さ13m」となっておりますので、対象となる範囲が広がります。

「⑥ 高架水槽」等から「⑬ 太陽光発電設備」までを「高さ10m超 又は 築造面積1,000㎡超」としてありますが、県の計画では、「高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超」としてありますので、高さの対象範囲が広がります。

「2 届出対象行為」に関して、その他は、県の計画から変更しておりません。

37ページをお願いします。

「3 景観形成基準」には、景観形成の基本方針を具体化するため、景観形成に関する基準を定めております。

「(1) 基本事項」には、周辺の景観と調和を図ること、自然公園法や都市計画法に基づく施策等と整合を図ることを記載しております。

「(2) 共通事項」には、行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう努めることなどを記載しております。

38ページをお願いします。

「(3) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」には、位置や規模、形態、意匠、色彩等に関する基準を記載しております。

39ページをお願いします。

一番上に、色相と彩度の表がありますが、基準を数値で定めております。

県の計画では、周辺の景観との調和に努めることと文言のみの基準となっておりますので、基準を明確化しました。

「(4) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」には、建築物と同様に位置や規模等について基準を記載しております。

40ページをお願いします。

中ほどの色彩ですが、建築物と同様に、基準を数値で定めております。

41ページをお願いします。

「(5) 開発行為」には、「土地の形状」や「土地の緑化」などについて記載しております。県の計画から変更はありません。

「(6) 土地の開墾、土石の採取、^{くつきい}鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」には、「^{しや}遮へい」や「敷地の形状」などについて記載しております。県の計画から変更はありません。

42ページをお願いします。

「(7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」には、「堆積又は貯蔵の方法」「遮へい」について記載しております。県の計画から変更はありません。

43ページをお願いします。

「参考：色彩について」には、先ほどご説明した色彩について、基準に適合する範囲を図で示しております。

44ページをお願いします。

色相ごとに適合範囲を示した表です。

45ページをお願いします。

「第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針」には、歴史的・文化的に価値の高い建造物や地域のシンボリックな樹木について指定し、保存・活用を支援する旨記載しております。

47ページをお願いします。

「第7章 屋外広告物に関する事項」には、福島県屋外広告物条例に基づく規制誘導を図る旨記載しております。

48ページをお願いします。

「第8章 公共施設の景観形成に関する方針」「1 景観重要公共施設の整備に関する事項」には、道路や河川等について、管理者との協議、同意に基づいて指定を行い、良好な景観の整備に取り組む旨記載しております。

49ページをお願いします。

「2 占用許可の基準」には、景観重要公共施設及びその周辺の電柱や広告塔などについては、景観に配慮する旨記載しております。

50ページをお願いします。

「第9章 景観形成の推進方策」「1 協働による景観づくり」には、町民、事業者、行政の役割を記載しております。

51ページをお願いします。

「2 推進方策」には、「(1) 景観の取組に関する普及啓発」や「(2) 地域特性に合わせたきめ細やかな取組の推進」「(3) 景観形成の推進体制の整備」について記載しております。

52ページをお願いします。

「3 持続的な景観づくり」には、本計画に基づき取組を進め、段階的に景観づくりをステップアップしていく旨記載しております。

ご説明は以上です。

6. 議事

【議案第1号 浪江町景観計画の策定について】

(説明者：浪江町市街地整備課計画係係長 上野)

＜別添資料に基づき、景観計画の策定内容を説明＞

・なお、当該計画の作成にあたっては、より良い計画にする目的で昨年6月2日と10月27日に「住民ワークショップ」が開催されました。参加者は11名と9名で、活発な意見交換が交わされ、有意義なワークショップとなりました。

・また、パブリック・コメントの募集を本年1月6日から1月31日まで募集し、5名の方から93件の意見をいただきました。

令和7年3月12日に町議会で景観条例の議決をいただいております。また、条例におきまして、1年以内の施行を定めております。今後福島県から事務引き継ぎを経て、今年度後半に

施行いたします。

なお、現在本町は福島県景観条例と福島県景観計画の適用を受けておりますが、浪江町景観条例施行後は、県の網から除外されまして、町が景観行政団体となり、浪江町景観計画に基づいて運用が行われます。

(議長：市岡綾子氏)

・ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(委員：門馬和枝氏)

・大堀地区の施設景観としてメガソーラー発電所を挙げておりますが、町はメガソーラーを浪江らしい景観として考えているかを確認させていただきたい。なぜなら、12ページに農業景観についての説明のとおり、メガソーラー発電所については、帰還困難区域で再開されていない農地を荒れ地にしない有効活用方法の一つのように読み取れます。今後農地として営農して田園風景、それから自然景観として継続していくならば、メガソーラーの施設景観への位置づけは不要ではないかと思いますが、いかがでしょうか？

・同じくメガソーラーについてもう一点メガソーラーを浪江らしい景観として位置付ける場合大堀地区同様に、帰還困難区域である津島地区へ今後のメガソーラー発電所の設置がされる可能性も考えられます。ご存知のとおり、メガソーラー設置によって、斜面崩落事故や土砂流出等々が起きていて、住民生活に支障をきたしているという事例が聞かれます。41ページに、太陽光発電整備の基準がこちらにあります。現状や周辺環境に配慮する程度の記載のため、規制になるとは考えにくいですが、ただ、福岡県岡垣町では太陽光発電禁止区域を盛り込んだ条例を制定しておりまして、土砂災害警戒区域を太陽光発電所禁止区域としているところもあります。浪江にもこのような条例があるのかどうか。そして、町として、山間部のメガソーラーについても、浪江らしい景観とお考えになるかどうか、大きく2点を教えてください。

(担当課)

・このメガソーラーは、全国的な問題となっております。町としては、今回の景観計画を策定し、県の計画書には、太陽光パネルのことを明確にうたっていないで、文字の中に読み込みでき、規制の対象にしているのですが、町としては、指摘のとおり、太陽光パネルの運用について表に出して決めました。太陽光パネルは、再生可能エネルギーを推進する考えと景観を阻害するという2点が議論されているところです。景観に配慮したものにしてくださいという地域分けをして、規制・誘導を図っているところでございます。浪江町は震災後、再生可能エネルギーの推進ということをテーマに掲げています。福島市に代表されるようにメガソーラーが問題になってきましたので、これから対応を考えなくてはならないような状況になっております。繰り返しですが、景観法ですと規制まではできませんので、現実には届け出をいただいて、少し木で隠してくださることや少し土地を下げて作ってください、というお願いはできるようになっています。いっばうでも完全にここは禁止しますとするには、きっちり再生可能エネルギー推進の立場と景観という観点の議論をして、条例化が必要になってまいりますので、指摘いただきました点につきましては、町の課題として、受け止めている状況です。

(委員：門馬和枝氏)

・29ページのメガソーラー発電をこのまま浪江の景観ということで掲載するというのでしょうか。

(担当課)

・再生可能エネルギー推進の立場と、景観という観点を、議論しなくてはいけない点で、大堀地区につきましてはその地域で合意形成されて、あの大規模に整備をされた。あとは、遠方から見て見える場所ではない。誰が見ても遠くから山並みで、太陽光パネルが違和感あるものではありませんでしたので、地域の整備された施設としてここに記載をしたという状況でして、今の指摘いただいた観点というのは十分にわかっていますので、景観の立場でいくと、もう違和感のあるものであれば見えなくするべきだということで考えております。地域の目立つ施設ということで、ここには記載させていただいたということです。あとは、遠くから見えるものではないという観点で記載をしている状況です。

(委員：門馬和枝氏)

・ここはあくまで目指す施設を記載する場所ではないでしょうか。「良い景観」とは「見る人が良好と感じる眺め」と記載されているので、皆が合意して作った地域の目立つ施設を記載するところではなくて、あくまでも皆さんが良い眺めと感じるものを記載する表だと思う。役場として太陽光パネルを浪江らしい景観と設定してしまうと、何を恐れているかといいますと、私は津島の人間なのですが、津島に大規模な太陽光パネルができる可能性もあるのではないかと。浪江町として浪江らしい景観として捉えてしまえば、そういう可能性も出てくるのではないかと。ということを危惧しているわけです。ですから単に目立つからここに入れるという、そんな簡単なものではないと思うのです。浪江らしい景観とお考えなのかどうかお聞かせください。

(担当課)

・太陽光パネルはまさに指摘のとおりだと認識しておりまして、地区の特徴でメガソーラーが大規模に整備されていますので、その事実を書いたところです。そのメガソーラー自体が違和感のあるものかというのは、場所とか整理の仕方とか様々なご議論あるかと思しますので、ここでは当該地区に大規模に太陽光パネルがはられていることを書いてあるのみですので、「その景観を阻害して、大規模メガソーラーを推進します。」ということを書いたわけではありませので、地域景観の特徴としての整理をしたところです。

(議長：市岡綾子氏)

・門馬委員が大変心配されていることは、読み替えが違う形で町のメッセージとして捉えられるのではないかと非常に危惧されている点だと思いますので、そのようなことにならないように担当課としては、目を光らせるというか、いつも注意しておく必要がございます。

(担当課)

・景観計画そのものが景観を良くしようということですので、一方で繰り返しですが、再生可能エネルギー推進という観点もございまして、そこは今、町の課題としてどうバランスを

とって住み分けしていくかです。十分に認識しております。つきましては町民の皆様からも意見もらい、議会説明の際にも議会からのご指摘いただき、引き続き政策の進め方について検討してまいりたいと思います。

(委員：門馬和枝氏)

- ・二つ目ですけど33ページの津島地区の歴史文化的景観の例として他の地区は神社やお寺主要な施設を挙げているのですが、津島地区については、山間集落の町並みとあります。ただ、現状で住居解体が進んでいる中で、どうやって町並みを残されるのか。
- ・45ページに地域の歴史文化を検証し、地域の歴史文化を継承し、地域の景観の特徴をなす建造物として指定し、景観重要建造物として保存活用という文言もあるので、そういう形で扱うのかどうか。教えてください。

(担当課)

- ・まず、山間集落の町並みですが、この町並みも、まずは所有者様個人の財産ですので、所有者様が決定されるものですので、一方で、新しくそこに建物を建てる場合に、例えば浪江町ですと、急に真っ赤な建物が建つとか。黄色の建物が建つとか、そういうものを遠慮いただくというのが景観計画でございますので、この町並みを新たに町が整備していく。といった観点ではありませんで、新たな建物が建つ際に、周囲の景観に配慮したものをお願いしますという計画になっております。業者様の判断になりますので、新たに建てる場合に、周囲の景観と調和のとれたものでお願いしたいというような誘導を行いたい。今、指摘をいただいたのはもう各農家住宅も含めて、その地域の建物を全体的な話で指摘いただいたかと思っておりますので、こちらで重要建造物と捉えていますのは、地域の方、誰もが知っていて、ランドマークの地域を特徴づけるような大きな神社やお寺、なおかつ地域の皆さんが町としても指定をして保存していくべきだと議論があってできるものでございます。

(委員：菅原裕泰氏)

- ・資料3の11から13の今後のこの計画と条例の施行は計画が先なのか条例施行が先なのか。

(担当課)

- ・それは同時です。条例施行時にもこの計画も施行いたします。

(委員：清水中氏)

- ・意見というより、先生のこれまでの研究をお聞きしたいのですが、いいですか。43ページの色彩についてです。どうしてこの色でいきたいと思いますのかということになったのですか。ただイタリアのように、この色で統一するとか。あと、そういうところは日本であるのですか。

(議長：市岡綾子氏)

- ・イタリアのように厳しく色を統一しているところはなかなか少ないかと思うのですが、話しながら思い出したのは、福島市の土湯温泉は景観住民協定によってあの蜂蜜色といい

ますか黄色っぽい色を主体としましょうと決め、新しい建物は大概そちらの色での統一が進められていると福島市役所で聞いたことがあります。景観条例に基づく住民協定という形はございます。厳しくするというよりは守れるルールを決めましょうという、日本ではどちらかというというタイプの守り方が多いと思われますので、この色で、この素材というふうにきちり決めるというイタリアのような事例は、なかなか少ないと思います。今回浪江町で示した色に関しては、他の自治体の事例などを浪江町の事務局等が調べた結果に基づいており、突出はしていないと思います。ここから重点地区となったときはまた違った議論になってまいりますが、今日はそのことはまだ決まっていないという段階での景観計画を皆様にお諮りしている状況です。逆に申し上げますと、先ほど町長がおっしゃったように新しい方が住み始め、今までなくまちが急激に変わるという中で、そのような合意形成ができる方々が集まるのだとしたら、魅力的な景観の町ができる可能性もあるかもしれないと、個人的にはそのように考えておりますので期待したいと思う点でもあります。新しい令和の時代に景観をうまく新しいまち作りにいかに生かせるかというところは、今後浪江町がデザインのまちづくりとして進めるべきところだと思っております。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【その他意見、質問なし】

(議長：市岡綾子氏)

- ・それでは裁決に移らせていただきます。「議案第1号 浪江都市計画 浪江町景観計画の策定について」について賛成される方の挙手を求めます。【全員挙手】
- ・賛成全員であります。本案は、議案のとおり可決されました。

7. 閉会

- ・市岡会長におかれましては、円滑な議事進行をいただきありがとうございました。
- 以上をもちまして、都市計画審議会を閉会とさせていただきます。
本日は誠にありがとうございました。

○協議結果

- ・浪江町都市計画審議会による協議により、議案第1号浪江町景観計画の策定については、原案のとおり承認された。